

## 第35回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月25日（木）午後1時30分から午後2時06分

2. 開催場所 砂川市役所 2階 中会議室

3. 出席委員（12人）

会長	13番	関尾 一史		
委員	1番	前谷 篤	2番	角丸 章
	3番	猿渡 万里子	4番	大原 瞳生
	5番	片桐 幸示	7番	渡部 延三
	8番	井上 善博	9番	竹田 安宏
	10番	高橋 宏吉	11番	谷口 秀夫
	12番	菊地 匡		

4. 欠席委員（1人） 6番 渡邊 勝郎

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 現況証明願について

議案第4号 「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」、「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「令和4年度農業委員会における事務の実施状況等」の決定について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	上山 哲広
事務局主幹兼事務係長	佐々木也一
事務局事務係主事	本間 龍太

## 7. 会議の概要

事務局長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、これより第 35 回砂川市農業委員会定例総会を始めたいと思います。

会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

関尾会長 <開会挨拶>

初めに、本日の欠席者を報告します。渡邊勝郎委員より、リハビリ中のため欠席となっております。

次に、本日の議事録署名委員は、8 番の井上善博委員と 9 番の竹田安宏委員です。よろしくお願ひいたします。

それでは早速、議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明願います。

事務局 では、議案第 1 号をご説明します。

出し手・譲渡人は [REDACTED]

[REDACTED]、受け手・譲受人は、[REDACTED]

[REDACTED]、受け手の経営面積は、田・畠とともに 0 m<sup>2</sup>で、労働力は 2 名です。対象となる土地の表示は、焼山 186 番地の 1 全部で、地目は公簿・現況とも畑、面積 10,361 m<sup>2</sup>の 1 筆、図面は第 1 号、法律関係は売買でございます。

この申請に至った経過ですが、令和 2 年の 11 月に、この土地が [REDACTED]

[REDACTED] から [REDACTED] に売買されて以降、令和 3 年・令和 4 年と 2 年間 [REDACTED] がきゅうりを栽培しておりました。[REDACTED] は

主に西豊沼できゅうりなどを作っているため、申請地の実際の作業は [REDACTED]

[REDACTED] や [REDACTED] の息子さんが、[REDACTED] から教わりながら、支援を必要とする方々とともにやってきました。その状況は昨年 10 月の農地利用状況調査でも皆さんに見ていただいたところです。そしてこの度、[REDACTED] は

[REDACTED] から農地を取得して自ら経営するために、法人を設立して農地売買の申請に至ったものです。

この案件に関する、農地法第 3 条第 2 項の判定要件は、別紙 1 のとおり全ての要件を満たしているため、本件は許可できるものです。

なお、農地所有適格法人としての要件についても確認しておきたいと思います。別紙 2 をご覧ください。上から順に見ていきますと、[REDACTED] の経営面積は、畠 1.04ha、法人形態は合同会社、事業の種類は、きゅうりの生産、次の売上高はまだありませんので、過半要件を満たしています。次の構成員数は 2 人で農業常時従事者、さらに裏面の業務執行役員数も 1 人で農業に常時従事していますので、両項目とも過半要件を満たしています。

以上のとおり、「[REDACTED]」は農地所有適格農人の要件を全て満たしていることを確認しましたので、ご報告いたします。

以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第 1 号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。  
全員 なし。

会長 質問・意見がないようですので、本件を許可することとしてよろしいですか。  
全員 異議なし。

会長 それでは異議なしと認め、本件を許可することといたします。

会長 続きまして、議案第 2 号「旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定

事務局

による農用地利用集積計画の決定について」1番と2番を事務局より説明願います。

では、議案第2号をご説明します。どちらも新規の案件になります。

まず1番からご説明します。この案件は使用貸借で、計画番号は令和5年度使第1号、公告予定年月日は本日、申出者は農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は[REDACTED]、受け手・借主は[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在は、東豊沼287番1の内、地目は公簿・現況とも田、面積50,017m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計3筆、面積計69,683.27m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は本日から令和5年12月31日までの8か月、法律関係は使用貸借、図面は第2号図、要件の確認は別紙3のとおり全ての要件を満たしております。

次に2番の案件についてですが、計画番号が令和5年度使第2号、公告予定日は本日、申請者は、農地流動化推進員の片桐幸示さん、出し手・貸主は、1番と同じ[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]

[REDACTED]、農地の所在は、東豊沼102番、地目は公簿・現況ともに田、面積24,357m<sup>2</sup>、以下記載のとおり4筆、面積計48,470m<sup>2</sup>、対価は無償、期間は本日から令和5年12月31日までの8か月、法律関係は使用貸借、図面は第3号図、要件確認は別紙4のとおり全ての要件を満たしております。

この両案件の経過をご説明しますと、今年1月に[REDACTED]から片桐委員に、農地を売りたいとの相談があり、地域内外で受け手を調整した結果、自宅周辺の農地は[REDACTED]に、自宅から西に少し離れた農地は[REDACTED]に売買されることとなりました。

また、売買にあたっては、農地保有合理化次行を活用する予定ですが、北海道農業公社の職員にも現場を確認していただいたところ、1筆の中に山林状態の部分がありますので分筆が必要とのことで、まずは使用貸借として、測量、分筆が終了次第、使用貸借を解約して公社に売買する手続きを進める予定です。以上です。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

只今、議案第2号の説明がありましたが、ご意見・ご質問等ございませんか。  
なし。

質問・意見がないようですので、本件を決定してよろしいですか。  
異議なし。

それでは、異議なしと認め、本件を決定することいたします。

続きまして、議案第3号「現況証明願について」1番と2番を事務局より提案願います。

事務局

それでは、議案第3号の1からご説明いたします。

願出者および土地所有者は、[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は西3条北7丁目1番、地目は公簿で畠となっており、面積は5,355m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり合計5筆、面積計16,672m<sup>2</sup>、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は5月18日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第4号図に示しています。

この土地は、ご承知の方も多いと思いますが、昭和24年から平成3年までは中央小学校の敷地となっており、中央小学校が現在地に移ってからは特に利活用されておりませんでした。その後、近年は市立病院や市役所を改築するにあたって、職員の駐車場として利用されていましたので、長期間、農地として利用されていない状況からも、現況証明することができます。[REDACTED]としては、今後、何らかの利活用を検討するにあたって、地目の変更を行うため現況証明願を提出したとのことです。

次に、議案第3号の2番をご説明いたします。

願出者及び土地所有者は、[REDACTED]

[REDACTED]、土地の表示は北光174番4、地目は公簿で畠となっており、面積は983m<sup>2</sup>の1筆、申請目的は地目変更登記のため、調査の有無は5月18日に関係委員に確認をお願いしており、図面は第5号図に示しています。

この土地は、昨年末になくなられた[REDACTED]が所有されておりましたが、亡くなられて息子さんに相続された際に、地目が畠であったため、地目変更を行うために現況証明願が提出されたものです。現状としては、以前から農地としては利用されておらず、住宅が建てられていた状況です。以上です。

只今、議案第3号の説明がありましたが、ご質問・ご意見等ございませんか。なし。

特に質問・意見がないようですので、本件を証明してよろしいですか。  
異議なし。

それでは、異議なしと認め本件を証明することといたします。

続きまして、議案第4号「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」「令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「令和4年度農業委員会における事務の実施状況等」について事務局より説明願います。

では議案第4号をご説明したいと思います。

こちらについては、国からの通知に基づき、各農業委員さんに提出いただいたものについて点検・評価し、その語、市ホームページで公表及び、国や道に報告するものですが、先週、5月16日に検討委員会を開催し、内容を検討委員の皆様に確認いただいておりますので、この場では、内容を簡潔に説明させていただきたいと思います。

#### ＜資料で説明＞

最初に「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」ということで、別紙様式3をご覧いただきたいと思います。こちらは委員の皆様に提出いただいた資料をまとめたものと、点検・評価例がございますが、一番左下に「2 農業委員会による点検・評価」という箇所が今回新たに追加された項目となっており、「全体としての評語」というものを記入しております。では、この評語は何をもとに記入したのかというところで、こちらの例をご覧ください。こちら、関尾会長の点検資料をもとに説明させていただきますが、活動日数や農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の推進など、それぞれの項目の数字を一番後ろに記載している「目標の達成状況の評語の適用方法」の表2の「達成状況」に当てはめて点数を算出し、合計点を算出しています。関尾会長の場合、それぞれの項目の数字をこの表にあてはめて点数を算出し計算しますと、合計点が24点であるため、表1に基づくと、評語は「20点以上、25点未満」の段の右側、「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という評語になります。この項目については、今年度から新たに設けられた項目ですが、それぞれの地域事情があるため、一括りにして点数を出すのはどうなのかといったご意見もあろうかと思いますが、国の方で決められたルールでありますので、こちらに従って点数を出しております。

次に「農業委員会の最適化活動の点検・評価」及び「農業委員会における事務の実施状況等」については、別紙5・6の内容となります。昨年の4月1日現在の農業委員会の体制の状況や農家、農地概要、また農業委員会の実績及び点検・評価結果を記載しています。こちら、一つ一つ説明すると時間がかかるので、省かせていただき、ご審議をお願いしたいと思います。

只今議案第4号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

会長  
全員  
会長  
全員  
会長

事務局

会長

全員  
会長  
全員  
会長  
全員  
会長  
全員  
会長  
事務局

なし。  
質問がないようですので、本件を提案のとおり承認してよろしいですか。  
異議なし。  
それでは異議なしと認め、本件を承認いたします。  
本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。  
なし。  
それでは、特に無いようですので、続いて、「その他」に入ります。  
事務局より説明願います。

1. 議会関連等報告（事務局長）
2. 新市長へ農地等利用最適化推進施策に関する意見書の提出（事務局）
  - ・日 時 5月8日（月）
  - ・場 所 砂川市役所 市長室
  - ・出席者 関尾会長、前谷代理、事務局同席
3. 令和5年度全国農業委員会会長大会及び管内選出国会議員要請活動  
(事務局)
  - ・日 時 5月29日（月）・30日（火）
  - ・場 所 文京シビックホールほか（東京都）
  - ・出席者 関尾会長
4. 時期農長委員会委員の任命に関する状況（事務局）  
2月14日から3月15日までに応募・推薦のあった13名の候補予定者について、履歴確認を行いましたので、6月に開催される第2回定例市議会において、市長が任命することに同意を求める議案が提出されます。
5. サマースタイルの実施（事務局）
  - ・6月1日（木）～9月30日（土）
  - ・砂川市の扱いに準拠することを原則として、必要に応じて会長が定めます。
  - ・上着、ネクタイの着用を要せず、ポロシャツでも構いません。
6. 活動記録簿の提出（事務局）
  - ・農業委員として行った活動を記入し、5月分を事務局に提出してください。
  - ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))
7. 協議会報告（協議会長）

会長  
全員  
会長  
会長  
全員  
会長  
事務局

只今の報告でご質問等ございませんか。  
なし。  
特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。  
次回の総会は6月26日、月曜日の午後1時半からです。よろしくお願ひします。  
それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと存じます。

<会長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。



会 長

署名委員

署名委員